



2023年9月11日

各 位

会社名 中国電力株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 中川 賢剛
(コード番号 9504 東証プライム)
問合せ先 電源事業本部 (原子力総括グループ)
マネージャー 岸良 誠
(TEL 082-544-2639)

島根原子力発電所2号機における使用前確認申請書の提出について

当社は、本年8月30日、島根原子力発電所2号機の工事計画に係る認可を原子力規制委員会から受領しました。

これを受け、当社は本日、島根2号機の営業運転再開に向けた使用前事業者検査^{※1}の工程を含む使用前確認申請書^{※2}を原子力規制委員会に提出しました。

当社は、引き続き、安全対策工事に万全を期すとともに、原子力規制委員会が行う使用前確認にも適切に対応していくことで、地域の皆さまにご安心いただける発電所を目指してまいります。

なお、本件が2023年度の業績に与える影響はありません。

※1 工事計画の認可内容(材料・寸法・機能・性能等)のとおりに行われていることなどを事業者が検査するもので、本年3月から一部の検査を先行実施している。

なお、島根2号機の使用前事業者検査の工程においては、再稼働に係る工程を以下のとおり予定している。

- ・2024年6月：燃料装荷開始
- ・2024年8月：原子炉起動
- ・2024年8月：発電機並列(再稼働)
- ・2024年9月：営業運転再開

※2 使用前事業者検査が適切に実施され、終了していることを原子力規制委員会が確認するもの。事業者の検査への立ち合いや、記録確認により行われる。

以 上

(添付資料)

別紙：島根原子力発電所2号機 使用前確認申請について

島根原子力発電所 2号機 使用前確認申請について

2023年9月11日
中国電力株式会社

1. 使用前確認について

- 島根2号機においては、新規規制基準を踏まえた様々な安全対策設備について、本年8月30日に認可を受けた工事計画に沿って、新設・改造等の工事を進めている。
- これらの設備の使用を開始するにあたっては、当社が「使用前事業者検査※¹」を行い、さらに原子力規制委員会による「使用前確認※²」を受ける必要がある。

※¹ 工事計画の認可内容（材料・寸法・機能・性能等）のとおりに行われていることなどを事業者が検査するもの。

なお、島根2号機の使用前事業者検査のうち、工事計画認可前に先行して実施が可能な一部の検査は本年3月から先行して実施中。

※² 使用前事業者検査が適切に実施され、終了していることを原子力規制委員会が確認するもの。事業者の検査への立ち合いや、記録確認により行われる。

- 使用前確認は、以下①～③の検査期間中に行われる。

【島根2号機における使用前事業者検査の主な工程】

2023年				2024年														
9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
安全対策工事の期間									<ul style="list-style-type: none"> ・①検査の使用前確認終了後、原子炉に燃料を装荷する。 ・②検査の使用前確認終了後、原子炉起動操作を行い、その後、発電機を並列（発電再開）する。 ・③検査の使用前確認終了をもって原子力規制委員会から使用前確認証が交付され、営業運転再開となる。 									
① 燃料を装荷するまでに行う検査																		
② 原子炉を起動するまでに行う検査																		
③ 営業運転を再開するまでに行う検査																		

なお、使用前事業者検査の工程において、再稼働に係る工程は次の予定としている。

燃料装荷開始：2024年6月、原子炉起動：2024年8月、発電機並列(再稼働)：2024年8月、営業運転再開：2024年9月

2. 使用前確認申請の概要について

➤ 使用前確認申請の概要は以下表のとおり。

項目	内容
対象施設	島根原子力発電所第2号機 発電用原子炉施設 ・原子炉本体 ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・原子炉冷却系統施設 ・計測制御系統施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・放射線管理施設 ・原子炉格納施設 ・その他発電用原子炉の附属施設（非常用電源設備、常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備、非常用取水設備、緊急時対策所）
使用前事業者検査に係る工程	主な工程は前頁参照
施設の使用開始予定時期	2024年9月

なお、今回の使用前確認申請書の提出を踏まえて、当社は、本日、電気事業法第49条※に基づき、「使用前検査申請書」を原子力規制委員会および経済産業大臣に提出している。

※電気事業法第49条において、設置又は変更の工事をする事業用電気工作物であって公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるものにおいては、その工事について主務省令で定めるところにより原子力規制委員会および経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用してはならないと定められている。

【参考】使用前事業者検査について

- 使用前事業者検査は、設備の新規設置工事、改造・修理工事、廃止・撤去工事等を実施する場合に、原子力規制委員会規則の定めにより、工事を実施した発電用原子炉施設について、事業者が検査を行うもの。
- 検査においては、対象設備について、認可された工事計画で定めた内容（材料・寸法・機能・性能等）のとおりに工事が実施されていることや、技術基準規則（原子力規制委員会の規則において要求されている、発電所設備の安全性に係る機能・性能等に関する技術上の基準）を満足していることを確認する。

検査の一例

○構造・強度および漏えいに係る検査

新設や改造等を行った設備の材料や寸法、強度（耐圧、耐熱等）等が認可を受けた工事計画と合致あるいは基準を満たしていることや、通水時等に漏えいがないことを確認する検査

○機能および性能に係る検査

新設や改造等を行った設備が、認可を受けた工事計画の機能や性能（ポンプの流量・圧力等）を実際に発揮できるかを確認する検査